

入札参加資格総合等級の取り扱いについて

平成30年7月1日

二本松市発注工事の入札参加資格要件における入札参加資格総合等級について、以下のとおり取り扱います。

1 概 要

経営事項審査における総合評定値（以下、「客観点数」という。）と工事成績や地域貢献の度合いを点数化した合計点数（以下、「主観点数」という。）の2つの点数を基にそれぞれ等級格付けし、これら2つの要素を総合的に判断して格付けしたものを資格総合等級とします。

この資格総合等級をもって入札参加資格の区分を行います。

2 等級格付けの方法

等級の格付けは、客観点数と主観点数を工種ごとにそれぞれ点数化したうえで、その点数を基に工種ごとに行います。

なお、等級の格付けは、入札参加資格登録における所在地区分が市内又は準市内業者のうち、【土木一式工事】、【ほ装工事】、【建築一式工事】、【管工事】、【水道施設工事】、【電気工事】の6工種のみ限定して行います。

（1）客観点数及び客観等級

客観点数を基に工種ごとに等級格付けを行います。

（2）主観点数及び主観等級

主観点数を基に工種ごとに等級格付けを行います。

なお、主観点数の審査項目及び配点の詳細については、巻末の（別表－1）を参照して下さい。

（3）資格総合等級

客観等級と主観等級の格付けを行った後、次の基準に従って資格総合等級の格付けを行います。

- ① 客観等級と主観等級が同等級の場合は、その等級が資格総合等級となります。
- ② 客観等級と主観等級を比較し等級に差がある場合は、いずれか低いほうの等級の1つ上の等級が資格総合等級となります。

なお、詳細については、巻末の（別表－2）を参照下さい。

3 入札参加資格区分

工種ごとの資格区分は次のとおりとなります。

土木一式工事（下水道工事を含む。）

資格総合等級	設計金額の区分				所在地区分による制限
	5,000万円以上	2,500万円以上 5,000万円未満	500万円以上 2,500万円未満	500万円未満	
A	○	○	○		市内又は準市内（設計金額が8,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	○	○	
C			○	○	
D				○	

ほ装工事

資格総合等級	設計金額の区分			所在地区分による制限
	2,000万円以上	300万円以上 2,000万円未満	300万円未満	
A	○	○		市内又は準市内（設計金額が3,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	○	
C			○	

建築一式工事

資格総合等級	設計金額の区分			所在地区分による制限
	4,500万円以上	500万円以上 4,500万円未満	500万円未満	
A	○	○		市内又は準市内（設計金額が8,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	○	
C			○	

管工事

資格総合等級	設計金額の区分		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が5,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	

水道施設工事

資格総合等級	設計金額の区分		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が5,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	

電気工事

資格総合等級	設計金額の区分		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が3,000万円未満の場合は市内業者に限る。）
B		○	

4 点数及び等級の更新

客観点数及び主観点数は、入札参加資格審査申請の有効期間中の2年間固定するものではなく、それぞれの項目ごとに次の基準により更新します。

(1) 客観点数

経営事項審査は、建設業法で有効期限（通知書記載の審査基準日より1年7か月）が定められています。したがって、経営事項審査結果通知書は決算期ごとに受け、新しい通知書が届いたら有効期限が切れる月の末日までに必ず契約管財課へ提出して下さい。新たに提出された通知書を基に、客観等級の格付けをし直します。なお、有効期限が切れた総合評定値は0点とみなし、等級格付けを行いません（制限付一般競争入札には参加できなくなります。）のでご注意ください。

※ 審査基準日が3月31日である企業であれば、有効期限が切れる翌年10月31日までに新しい結果通知書を提出する必要があります。

(2) 主観点数

主観点数のうち、地域貢献及びISOに係る事項については、申請主義としております。したがって、例えば市主催のボランティア活動の実績があっても、契約管財課に必要書類を提出しない限り点数が付与されません。

なお、各項目における提出時期及び点数の反映時期については下記のとおりです。

項目		提出書類等	提出時期	更新を反映する時期
客観点数	経営事項審査結果の総合評定値	経営事項審査結果通知書の写し	経営事項審査結果通知書に記載された審査基準日から起算して1年7か月後となる月の末日まで	通知書を提出した翌月1日
	工事成績	不要	—	4月1日
主観点数	二本松市優良建設工事表彰	不要	—	4月1日
	次世代育成支援企業認証	認証を受けたことが分かる書面	認証を受けた後	書類を提出した翌月1日
	障害者の法定雇用義務の遵守	法定雇用義務を遵守していることが証明できる書面	証明を受けた後	書類を提出した翌月1日
	災害時応急対策支援協定	災害協定を締結している団体の組合員になったことを証明する書面	協定を締結している団体に加入後	書類を提出した翌月1日
	除雪作業受託	除雪作業業務委託契約書の写し	契約締結後	書類を提出した翌月1日
	水道修繕当番受託	水道修繕当番業務委託契約書の写し	契約締結後	書類を提出した翌月1日
	ボランティア活動	ボランティア活動実績報告書	ボランティア活動後	書類を提出した翌月1日
	協力雇用主	協力雇用主登録を証明する書面	協力雇用主登録後	書類を提出した翌月1日
	消防団協力事業所	二本松市消防団協力事業所認定を証明する書面	二本松市消防団協力事業所認定後	書類を提出した翌月1日
	新卒者の雇用状況	卒業証明書 健康保険被保険者証の写し	新卒者の雇用後	書類を提出した翌月1日
	ISO 9000 シリーズ ISO 14000 シリーズ	取得したことが分かる認証書の写し	認証取得後	書類を提出した翌月1日
	建設業法に基づく処分	不要	—	処分について市で認定した日の翌月1日
	資格の認定取消	不要	—	資格認定を取り消した日の翌月1日
	資格制限措置	不要	—	資格制限措置を行った日の翌月1日
	機械・運搬具の保有状況	財務諸表	入札参加資格審査申請時	受付した翌年度の4月1日

(3) 入札参加資格総合等級通知書

入札参加資格総合等級は、毎年年度当初の4月1日に当該業者に対して入札参加資格総合等級通知書により通知します。

決算期の到来に伴う経営事項審査を受けた場合など、年度途中で等級が変更となった場合は、その都度通知します。

(4) ボランティアの取り扱いについて

主観点数に加点する「ボランティア活動」とは、次の項目を全て満たしたものに限りません。

- ・活動場所が二本松市であること。

(他市町村をまたぐ場合にあっては、主な活動場所が二本松市内であること。)

- ・公共施設に関する活動であること。

(公園、教育施設、河川又は道路等)

- ・活動内容が、人的労務であること。

(金品等の寄付行為及び献血活動は含みません。)

- ・個人ではなく企業として行ったものであること。

(会社の社長等が一個人として行った町内会等の奉仕作業は含みません。)

- ・報酬等がある場合は、社会通念上やむを得ない金額の範囲であること。

(費用弁済的な要素の金額の範囲内であること。)

- ・市が主催又は後援している活動又は活動内容が新聞記事等で紹介されるなど、活動の実施状況を客観的に証明できること。

- ・工事受注の実績などとは関係なく、継続的に行っている活動又は行う活動と判断できるもの。

5 その他

(1) 指名競争入札における業者選考基準

6工種を指名競争入札で発注する場合は、原則として資格総合等級を参考に指名業者の選考を行います。ただし、市内及び準市内業者以外の者を指名業者とする場合にあっては、業者選考基準を標準化するため、客観点数により指名業者の選考を行います。

また、6工種以外の工事を発注する場合も客観点数により指名選考を行います。

(2) 所在地区分の定義

市で登録する所在地区分の定義については、以下のとおりです。

- ・市内：二本松市内に本社、本店（以下「本社等」という。）を置く者
- ・準市内：本社等を二本松市外に置く者のうち、委任先を二本松市内に置く者
- ・安達管内：本宮市又は安達郡内に本社等又は委任先を置く者
- ・県北管内：福島市、伊達市又は伊達郡内に本社等又は委任先を置く者
- ・県中管内：郡山市、須賀川市、田村市、田村郡内、石川郡内又は岩瀬郡内に本社等又は委任先を置く者
- ・福島県内：上記以外の福島県内市町村に本社等又は委任先を置く者
- ・宮城県内：宮城県内に本社等又は委任先を置く者

- ・福島県外：福島県内及び宮城県内以外に本社等又は委任先を置く者
- ・特殊法人：民法第33条及び特別法に基づいて設立された公益法人
(公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人、独立行政法人、特定非営利活動法人)

別表－1

評価項目	審査項目及び審査内容		配点	配点 工種
1. 工事成績	<p>(1) 2年間（審査基準日の属する年度から起算して、前々年1月1日から前年12月31日まで）に竣工した市発注工事のうち100万円以上の工事成績点の平均点を算出する。</p> <p>(2) 工事成績点の平均点を補正する補正値を算出する。 ア 点数算出期間における当該工種市発注件数の合計に当該業者の当該工種受注件数の合計を除いて、1を加えて得た数値を受注件数補正値とする。 イ 点数算出期間における当該工種市発注金額の合計に当該業者の当該工種受注金額の合計を除いて、1を加えて得た数値を受注金額補正値とする。（金額は最終請負金額で計算する。）</p> <p>(3) 上記の数値を次の算式に当てはめ、小数点以下を四捨五入する。なお、「工事成績点の平均点－65」が負の数の場合は、0点とする。 工事成績主観点数= <u>{(工事成績点の平均点－65) × 受注件数補正値 × 受注金額補正値} × 20</u></p>		700	※1
2. 優良建設工事表彰	審査基準日の直前2年間の二本松市優良建設工事表彰の受賞実績を審査する。	過去2年間で2回の受賞	30	※1
		過去2年間で1回の受賞	15	※1
3. 地域貢献度	審査基準日における次世代育成支援企業認証の有無について審査する。	次世代育成支援企業認証の有無 審査基準日において認証を取得している場合は、次の基準により点数を付与する。 (1)「子育て応援」中小企業認証を取得している者：10点 (2)「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している者：10点	10	※2
	審査基準日における障害者の法定雇用義務の遵守状況について審査する。	障害者の法定雇用義務の遵守 審査基準日において障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務を遵守している者に10点を付与する。ただし、同条に規定する法定雇用障害者数が零人の場合に障害者を雇用しているときは、10点を付与する。	10	※2
	審査基準日時点における災害時応急対策支援協定等の締結状況について審査する。	審査基準日において、二本松市との災害時応急対策支援協定又は、二本松市の要請により災害時応急対策支援を行う協定を国、県又は他市町村と締結している。なお、加盟する協会、組合等における締結も含む。	30	※2
	審査基準日から起算して過去1年間の受託実績を審査する。	二本松市との除雪作業受託実績がある。	50	※3
		二本松市との水道修繕当番受託実績がある。	50	※4
審査基準日から起算して過去1年間のボランティア活動内容を審査する。	企業として二本松市内における人的奉仕作業によるボランティア活動の実績がある。	10	※2	

評価項目	審査項目及び審査内容		配点	配点 工種	
3. 地域貢献度	審査基準日における協力雇用主への登録の有無について審査する。	協力雇用主として保護観察所に登録している。	10	※2	
	審査基準日における消防団協力事業所の認定の有無について審査する。	二本松市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成23年二本松市告示第110号）に規定する消防団協力事業所の認定を受けている。	10	※2	
	審査基準日における新卒者の雇用状況について審査する。	審査基準日を基準として、過去1年以内に二本松市内に居住する新卒者（雇用の結果、二本松市内に居住することになった者を含む。）を正規雇用（契約期間の定めのない労働契約による雇用）した場合、当該新卒者1人につき5点を付与する。ただし、20点を限度とする。	20	※2	
4. 国際標準化機構で定める規格ISO9000S又は14000Sの認証の取得の有無	審査基準日における認証の取得状況を審査する。	ISO9001及びISO14001の認証を取得	50	※2	
		ISO9001の認証を取得	20	※2	
		ISO14001の認証を取得	20	※2	
5. 建設業法に基づく処分の有無	審査基準日の直前2年間の監督処分歴（1件ごと）を審査する。	営業停止処分	1か月未満	-20	※2
			1か月以上3か月未満	-30	※2
			3か月以上6か月未満	-40	※2
			6か月以上	-50	※2
6. 資格の認定の取消の有無	審査基準日の直前2年間の入札参加資格の取消歴を審査する。	取消該当の工事種別	-50	※1	
		当該取消該当以外の工事種別	-25	※5	
7. 入札参加資格制限措置の有無	審査基準日の直前2年間の資格制限措置歴（1件ごと）を審査する。	1か月未満	-10	※2	
		1か月以上2か月未満	-20	※2	
		2か月以上3か月未満	-30	※2	
		3か月以上6か月未満	-40	※2	
		6か月以上	-50	※2	
8. 機械・運搬具の保有状況	入札参加資格審査申請審査基準日における機械・運搬具の残存価格（貸借対照表〔Ⅱ固定資産 有形固定資産 機械・運搬具〕における減価償却後の金額）について、1,000万円ごとに2点を加えて算出する。なお、最高点は30点とする。 機械・運搬具主観点数＝減価償却後の金額／1,000万円×2		30	※2	

【主観点数についての補足】

- 主観点数は、この各評価項目の合計点数となります。ただし、合計点数が負の数となる場合は、0点とします。
- 審査基準日とは、別に定めがある場合を除き、公告をした月の初日とします。

(3) 処分、取消及び措置の期日は、これらの決定された日とします。

(4) 表中の配点工種の記号の意味は以下のとおりです。

※1：点数を当該工種のみ反映

※2：点数を全ての工種に反映

※3：点数を土木一式工事、ほ装工事及び建築一式工事に反映

※4：点数を管工事及び水道施設工事に反映

※5：点数を当該工種以外の工種全てに反映

別表－2（その1）

工事種別	客観点数	客観等級	主観点数	主観等級	資格総合等級
土木一式工事	700 点以上	A	300 点以上	A	A
			200 点以上 300 点未満	B	A
			100 点以上 200 点未満	C	B
			100 点未満	D	C
	650 点以上 700 点未満	B	300 点以上	A	A
			200 点以上 300 点未満	B	B
			100 点以上 200 点未満	C	B
			100 点未満	D	C
	600 点以上 650 点未満	C	300 点以上	A	B
			200 点以上 300 点未満	B	B
			100 点以上 200 点未満	C	C
			100 点未満	D	C
	600 点未満	D	300 点以上	A	C
			200 点以上 300 点未満	B	C
			100 点以上 200 点未満	C	C
			100 点未満	D	D
ほ装工事	700 点以上	A	200 点以上	A	A
			100 点以上 200 点未満	B	A
			100 点未満	C	B
	650 点以上 700 点未満	B	200 点以上	A	A
			100 点以上 200 点未満	B	B
			100 点未満	C	B
	650 点未満	C	200 点以上	A	B
			100 点以上 200 点未満	B	B
			100 点未満	C	C
建築一式工事	650 点以上	A	200 点以上	A	A
			100 点以上 200 点未満	B	A
			100 点未満	C	B
	550 点以上 650 点未満	B	200 点以上	A	A
			100 点以上 200 点未満	B	B
			100 点未満	C	B
	550 点未満	C	200 点以上	A	B
			100 点以上 200 点未満	B	B
			100 点未満	C	C

別表－２（その２）

工事種別	客観点数	客観等級	主観点数	主観等級	資格総合等級
管工事	650 点以上	A	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	A
	650 点未満	B	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	B
水道施設工事	650 点以上	A	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	A
	650 点未満	B	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	B
電気工事	650 点以上	A	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	A
	650 点未満	B	100 点以上	A	A
			100 点未満	B	B

※ 経営事項審査の有効期限が切れている場合は、等級格付けを行わないため入札に参加できません。